

令和6年度第1回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年4月10日（水）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中24名）内農業委員出席14名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	欠 席
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	欠 席	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号3番平津 清委員・20番多田 秀一委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和6年度第1回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号3番平津 清委員・20番多田 秀一委員の2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によ

り、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号5番 藤ヶ崎 勘兵衛委員

議席番号7番 高橋 律子委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は高神東町512番、登記簿地目畑、現況畑、地積532㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、高神東町高福寺から小畑の池方面に50m進み左折し、50m進んだところでは、ロータリーがかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農耕の予定がないためです。譲受人は、経営規模を維持するため、隣接農地のため効率的な申請地を取得します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろし

議 長

くご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による交換による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は猿田町 1 0 4 2 番 2、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 7 2 5 m²外 1 筆合計地積 2, 2 6 7 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、旧猿田小学校から南へ 2 0 0 m 進み左折し、1 0 0 m 先の左側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人の希望によるため、その意に沿いたいとのことです。譲受人は、耕作の利便性を高めるため、農地を集約したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による交換による所有権移転の申請です。本件の譲受人は〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は猿田町 1 0 4 9 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 7 0 2 m²外 1 筆合計地積 2, 5 2 8 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、旧猿田小学校から南へ 2 0 0 m 進み左折し、1 0 0 m 先の左側の奥です。現在は牧草の作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人の希望によるため、その意に沿いたいとのことです。譲受人は、耕作の利便性を高めるため、農地を集約したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は猿田町 1 0 5 0 番 1、登記簿地目畑、現況畑、

地積 4 4 9 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、旧猿田小学校から南へ 2 0 0 m 進み左折し、1 0 0 m 先の左側の奥で順位 4 番の隣接地です。現在はダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人の希望によるため、その意に沿いたいとのことです。譲受人は、耕作の利便性を高めるため、農地を集約したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 5

〇〇委員

それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町 1 8 9 番、登記簿地目田、現況田、地積 3 7 3 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、かもめ大橋から南西ローソンのところを右折し 6 0 0 m 進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は遠隔地のため耕作できません。譲受人は経営規模拡大のためとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許

議長

(なし)

議長

(举手全員)

議長

議案第 1 号の 6

○○委員

議長

〇〇委員

事務局

議長

(なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 7 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 7
〇〇委員	それでは、順位 7 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇、国籍は、〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は西小川町 5 0 9 8 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 8 4 5 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、名洗町の墓地のところから銚子駅方面に 2 0 0 m 進み、左折し 5 0 m 先の右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は有効利用できる譲受人に貸します。譲受人は新規就農のためとのことです。なお、本件については、4 月 3 日の調査会前に譲受人である〇〇〇〇氏と配偶者の方においでいただき、第 1 調査区委員により聞き取り調査をしました。具体的な営農計画や、農機具はリースによること、またその資金については用意してあるとのこと、また、意欲的に営農に取り組むこと、周辺農地への影響はないことを確認しました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 8 番と順位 9 番は関連がありますので一括して審議いたします。担

当委員に説明をお願いします。

議案第1号の8・9

〇〇委員

それでは、順位8番、9番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇、国籍は、〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は西小川町5188番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,649㎡外1筆合計地積3,010㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、西小川町セレモニーホール銚子中央斎場から名洗町方面に100m進み、右折し100m先の右側外1筆です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は有効利用できる譲受人に貸します。譲受人は新規就農のためとのことです。なお、本件については、4月3日の調査会前に譲受人である〇〇〇〇氏と配偶者の方においでいただき、第1調査区委員により聞き取り調査をしました。具体的な営農計画や、農機具はリースによること、またその資金については用意してあるとのこと、また、意欲的に営農に取り組むこと、周辺農地への影響はないことを確認しました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位10番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の10

〇〇委員

それでは、順位10番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇

〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇持分４５５７８９分の２４４９３３外１名です。申請の地番、地積は小畑新町８４４４番、登記簿地目畑、現況畑、地積３５７㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、銚子電鉄海鹿島駅の踏切を渡り小畑方面に１００ｍ進み右折し、１００ｍ進んだら右折し、７０ｍ進み左折し、３０ｍ進んだ左側です。現在はロータリーがかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、パート・会社員として働いていて耕作しないためです。譲受人は、耕作するのに利便性のある農地のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１１

〇〇委員

それでは、順位１１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は前宿町９０９番、登記簿地目畑、現況畑、地積３０７㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、前宿町銚子市野球場のところ忠霊塔の裏です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続した農地であり、営農ができないためです。譲受人は、農業経営の拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影

響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

譲受人は、法人であるがどのような法人ですか。

事務局

令和4年に銚子の農地を取得しました。旭市にも農地があります。法人の報告書の提出はされています。

議 長

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します
議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は春日町178番、登記簿地目畑、現況畑、地積145㎡外3筆合計地積659㎡です。申請の用途は、貸駐車場8台及び散歩広場用地です。申請地の場所は、銚子駅の南側、銚子商業坂下の信号から商業学校方面に100m進みY字路を右に入り直進した奥です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており第3種農地と判断します。転用計画につきましては、

貸駐車場 8 台分と散歩広場用地 1 か所を設置する予定で、工期としては令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透及び私設水路から既設 U 字溝に放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

〇〇委員 工期について 6 月 1 日から 6 月 3 0 日までであるが、工期が過ぎたら確認するのか。

事務局 確認はしません。従来は 3, 0 0 0 m²未満は、完了届だけでしたが、今回の事務指針の改正により、3 か月以内に完了しない場合は進捗状況を提出しなければなりません。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2

〇〇委員 それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、笹本町 1 6 3 番、登記簿地目田、現況田、地積 9 6 8 m²です。申請の用途は、駐車場 2 2 台用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい森戸町の信号から 1 k m 先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、

用途地域については指定されてなく J R 下総豊里駅から 5 0 0 m 以内のため、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 2 2 台、1 台当たり 1 8 m²で、工期としては令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透と既設の U 字溝へ放流します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町 2 1 3 8 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 7 1 5 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町カインズホームの信号を右折し、終末処理場を右折し 8 0 0 m 進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 0 8 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 5 月 2 0 日から令和 6 年 6 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残

高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

議 長

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から10番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から10番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。設定者は、〇〇町〇〇〇〇外8名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外9名。申請の地番・地積は、八木町8376番 登記簿地目畑、現況畑、地積1,052㎡外 田1筆、畑39筆、合計地積30,236.59㎡です。その内容ですが、順位1番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑2筆、合計地積が1,235㎡です。順位2番から5番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑30筆、合計地積が13,894.59㎡です。順位6番は、新規に10年の使用賃借権を設定しようとするもので、田1筆、畑1筆、合計地積が1,030㎡です。順位7番から8番は、継続して3年の賃借権を設定しようとするもので、畑2筆、合計地積が11,0

51㎡です。最後に順位9番から10番は、売買により所有権を移転しようとするもので、畑5筆、合計地積が3,026㎡です。以上順位1番から10番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長

議案書の6ページから8ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6年度第1回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

午後5時15分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員

|